

山形テルサ太陽光発電設備導入事業（P P A方式）仕様書

1 件名

山形テルサ太陽光発電設備導入事業（P P A方式）

2 目的

山形テルサ（以下「施設」という。）にP P A方式を用いて太陽光発電設備及びその附帯設備一式（蓄電池の導入提案を行う場合は蓄電池を含む。）（以下「設備」という。）を導入、運転管理及び維持管理を行い、当該施設における平時の温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

3 事業内容

(1) 基本事項

- ア 事業者は、施設に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行う。
- イ 事業者は、施設における設置場所の提供を受け、設備を導入する。
- ウ 事業者は、事業期間において運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- エ 事業者は、設備で発電した電力を、設備を設置した施設に供給する。
- オ 施設管理者は、設備から供給された電力を施設で使用し、使用した電力量に応じて代金を支払う。
- カ 余剰電力の売電は不可とする。ただし、余剰電力の地域活用に有効な提案を行う場合にあっては、この限りではない。
- キ 市は、本事業の実施に当たり環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「国交付金」という。）」を活用し、事業者に対して、補助金（以下「市補助金」という。）を交付する。事業者は、施設への設備の設置に対して、市から市補助金が交付されることを前提とし、国交付金の要綱、実施要領、市補助金の要綱その他法令等の交付要件・規定に基づいた事業を実施すること。
- ク 事業者は、施設管理者等への説明業務（設備導入工事の概要、設備の平常時・非常時の操作説明、関連するマニュアルの作成等）を行う。時期及び内容等については市と協議の上、決定する。
- ケ 電力供給契約期間の終了後、導入された設備については、市に無償で譲渡すること。譲渡にあたっては、以下の条件を満たすことを必須とする。
 - ・譲渡時点において、設備が発電設備として正常に機能（大幅な発電効率の低下が認められないこと）し、継続的な使用が可能であること。
 - ・過去の保守点検記録、発電実績データ、竣工図書、機器仕様書及び継続使用に必要な一切の書類・データを提供すること。
- コ 事業者は、設備の運用に当たり、自家消費率を高めるよう努めること。

(2) 事業期間

事業者は、基本協定の締結日から遅くとも令和10年2月29日までの間に設備を導入し、電力供給契約を締結すること。なお、運転開始日は市と協議の上決定するものとする。運転期間は

運転開始日から原則20年間とする。

(3) 事業費用

- ア 電力供給契約は施設管理者と事業者との間で締結する。なお、施設管理者は数年ごとに変わる場合がある。
- イ 施設管理者は施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金（円未満切り捨て）を電力需給契約期間において事業者を支払う。
- ウ 電力使用量は、計量法に基づき検定を受けた電力量計で計測し、事業者から施設管理者に電力使用量及び発電電力量全体を記載した請求書を発行する。
- エ 契約単価は、事業期間中一定とする。なお、契約期間中の税率及び規制変更や事業者の責とならない事由の場合、契約単価の協議変更に応じるものとする。
- オ 契約単価構成は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価を設定できないものとする。
- カ 基本料金単価は設定できないものとする。
- キ 契約単価は、設備の設置に係る調査・設計・工事、各種申請・届出（一般送配電事業者への接続検討申込費用及び系統連系申込に係る工事費負担金等、各種手続きに係る費用の全てを含む。）、設備の運用・維持管理、電気主任技術者の工事立会・点検、機器の交換、租税公課等の本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- ク 施設に供給された電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする。
- ケ 本事業は、国交付金の活用を前提として、設備の設置については、市補助金の交付を受けることを原則とする。当該補助要件等の規定に従い、市補助金の額を控除した単価提案を行うこと。
- コ 市補助金の補助対象経費については、設備の設置に係る調査・設計・工事（材料費を含む。）に係る経費のみとし、各種申請・届出、設備の運用・維持管理、機器の交換に係る経費、PPA契約に係る利息等は補助対象経費に含めない。ただし、各種申請・届出に係る費用のうち、送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する系統連携工事費負担金（1.35万円/kWを上限）（一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用は対象外。）については、補助対象経費とすることができる。その他、国交付金の要綱及び実施要領に基づき、市補助金を算定すること。
- サ 市から事業者に交付する市補助金は、年度ごとに支払うものとし、1回目は年度末における事業実績（補助対象経費に限る。1回目の支払時点までの支払の証票等に基づく支払実績ベース。）に補助率を乗じて得た額を、2回目は市補助金の総額から1回目の支払額を減じて得た額を支払う。なお、1回目の支払は令和9年3月31日まで、2回目の支払は令和10年3月31日までに支払う。

4 設備工事前の調査・手続

事業者は、現地調査、設備容量検討及び構造調査を行い、事業計画を作成し結果を市に提出する。なお、市又は施設管理者が契約している外部委託承認変更手続、保安規定変更手続等を含むものとする。

(1) 現地調査

施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設管理者との協議、現地測定、既存設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を市と協議した上で行う。

(2) 設備容量

ア 太陽光発電設備の容量は、次の表に記載の容量を目安とし、かつ、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、対象施設において最大限自家消費できるよう努める。なお、蓄電池設備の導入の提案を行うことも可能だが、当該提案を行う場合は、非常時にも特定負荷に電力を供給できる設備を構築する。

施設名	所在地	太陽光発電設備 目安容量
山形テルサ	山形市双葉町一丁目2番3号	150.00kW 以上

※上記施設は、令和9年度中の全館照明LED化を予定している。

※提案にあたっては、原則、目安容量と同程度以上の容量の提案を求める。

イ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、少なくとも50%以上自家消費（余剰電力を山形県内の需要家が消費（自己託送不可）する提案を行う場合は、当該消費分を自家消費量に含めることができる。ただし、その場合であっても、施設で30%以上自家消費すること。）できる容量の太陽光発電設備（蓄電池の導入提案を行う場合は、蓄電池を含む。）を導入する。なお、導入する容量については、自家消費率及び費用採算性を高める容量となるよう努めること。

ウ 事業者は、パワーコンディショナーを導入するに当たり、発電ピーク時の余剰電力が出来る限り発生しないよう設計するとともに、発電量を最大化する容量となるよう努めること。

エ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、非常時に施設で使用することができるように、自立運転機能付きの設備を導入（蓄電池を導入し、蓄電池を活用して非常時の電力供給を行う場合はこの限りではない。）し、施設管理者の希望を聞き取りの上、停電時に点灯する照明や非常コンセント盤等を設ける。

(3) 構造調査

ア 設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、市及び施設管理者と協議し、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを、書面により市に報告する。併せて、台風等の気象条件への耐久性についても検証する。

イ 構造調査の際には、別途市が提供する構造計算書や図面等の資料を参考とし、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士による検討をした上で設計する。

ウ 太陽光発電設備が設置可能な場所は、屋根及び屋上とする。

エ 上記の調査結果を踏まえ、設備の設置に係る課題等に関し、市及び施設管理者と協議すること。

(4) 各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討及び構造調査を行い、必要に応じて関係法令等の規定に基づく各種届出手続等（市又は施設管理者が契約している外部委託承認変更手続及び保安規定変更手続を含む。）を行った上で、結果を市に提出する。特に、蓄電池の導入提案を行う場

合は、当該設備については、設置後の施設について、消防法（昭和23年法律第186号）等の各種法令に適合するよう十分留意する。なお、関係法令等の規定に基づき届出等手続を要する場合、その手続に要する費用は事業者が負担する。

イ 事業者は、設置後の施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）等、法令の高さ制限や消防法の規制をはじめ、技術基準の維持義務、基礎情報の届出、使用前自己確認等の保安の見直しに対応するよう、十分留意すること。また、関連法令等に適合していることが確認できる書類を市に提出する。

ウ PPA事業の実施に当たり、行政財産目的外使用許可を申請すること。市が事業者の使用を許可する面積の算定は、設備の水平投影面積（太陽光発電設備については、間隔をあけて設備を設置する場合において、その隙間の面積を含むものとする。）とし、行政財産目的外使用許可を申請する期間の始期は、電力供給契約期間の開始日とする。なお、施設使用料については、50円/㎡・年とする。

(5) その他

市は、令和6年度に市が実施した山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務における導入可能性に係る調査結果を事業者に提供する。

5 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行った後に、施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条又はJIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力、自重、積雪、地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とする。

イ 太陽光発電設備及び附帯設備の固定は、電気設備の技術基準及びJIS C 8955に基づき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、適切な耐震設計とする。

ウ 太陽光発電設備は、JET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

エ 出力保証が最低20年間附属するものであること。（パワーコンディショナーを除く。）

オ 太陽光発電設備等の設計にあたり、逆電力継電器（RPR）等の必要な保護機能や太陽光発電設備で発電した電力を既設設備に供給する設備を検討し、保護機能等に必要な工事、既設設備の改造、機能追加等については、事業者負担とする。

(2) 蓄電池設備（導入の提案を行う場合のみ）

ア 電力供給契約期間中は、満充電時の容量が初期容量の60%以上を確保することができるよう対応すること。

イ 蓄電システムは、JIS C 4412又はJIS C 4441に準拠又は相当する品質を満たすこと。

ウ 蓄電池は、JIS C 8715-2（リチウムイオン蓄電池の場合）又は平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン蓄電池以外の場合）に記載の規格に準拠したもの又は相当する品質を満たしたものであること。

エ 平常時は、非常時に備えて必要な残量を確保して放電すること。

オ 蓄電システム及び当該設置工事に要する費用の額の合計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の蓄電容量 1 k W h の額が、4, 8 0 0 A h ・セル未満の蓄電池にあっては 1 2 5, 0 0 0 円以下と、4, 8 0 0 A h ・セル以上の蓄電池にあっては 1 1 9, 0 0 0 円以下となるよう努めること。

(3) その他設備に関すること

ア 事業者は、施設を事業以外の用途に使用しないこと。

イ 令和 9 年度以降に系統接続にかかる契約申込を行う場合は、設備（分散型電源が採用する通信機能を有する制御システムのうち、I P 通信を用いる機器）については、J C - S T A R ★ 1 以上の適合ラベルを取得していること。

ウ 設備は、いずれも中古品でないこと。

エ 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、発電量、自家消費量及び温室効果ガス排出量削減効果を把握するとともに、月単位の発電量、自家消費量及び温室効果ガス排出量削減効果について、年度単位で集計したものを翌年度の 4 月に市に報告する。ただし、市が必要に応じて集計したものの提出を求めるときは、市が指示する期間の集計を市に報告すること。

オ 特定負荷回路に使用するケーブル、コンセント器具等を設置する場合は、一般回路と識別することができるよう選定すること。特定負荷用コンセントには、その旨の表示をすること。

カ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

(4) 防水及び屋根

ア 設備の設置時に新たに防水を必要とする工事を実施する場合は、防水に関する施工方法が分かる書面を作成する。

イ 事業者が行う設備の設置に当たり、必要に応じて施工個所周辺を養生等するなど、既存の防水層を破損しないようにすること。

ウ 設備の設置後において、風等の影響による太陽光パネルの微細動等で防水層を破損しないよう、設備の設置方法を工夫すること。

エ 事業者が行う設備の設置・維持管理の瑕疵に起因する破損、雨漏り等が発覚した場合は、事業者の負担で修復を行うこと。

オ 防水層の破断・破損に関し、設置工事前の現地調査において、防水層の劣化・破損や雨漏り等が見受けられ、それに起因した施設の破損と判断できる場合は事業者の負担とはならない。

カ 電力供給契約期間中、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、運搬、保管、再設置（以下「一時撤去等」という。）に応じること。

ただし、設備の施工方法等により、当該改修工事等の実施に際して、市及び事業者が協議の上、一時撤去等を要しない場合は、この限りではない。

また、市の改修工事等において、一時撤去等に伴う費用が発生した場合、最初の 1 回は事業者の負担とし、2 回目以後は、市の負担とする。改修工事等の期間中に発電が停止した際の補償は行わないが、必要に応じて停止期間分の事業期間延長について事業者は市に協議できるものとし、市は協議に応じるものとする。なお、当該改修工事等を実施する時点において、市

場環境の変化により著しい労務単価の変動があった場合は、事業者が負担する費用について協議するものとする。

キ 施設の電気設備点検の際に一時的に発電及び自家消費ができない期間が生じるが、その際の補償は行わないこととする。

ク その他、本事業で設置した設備と接続する市側の設備を更新する場合等、一定期間発電及び自家消費ができない期間が発生した際の補償は行わないが、必要に応じて停止期間分の事業期間延長について、事業者は市に協議できるものとし、市は協議に応じるものとする。

ケ 本事業で設置した設備と接続する市側の既存設備を更新する場合等で、事業者のケーブルの取外・再取付が生じる場合は、事業者の負担で行うこととする。

コ 市は、事業者が使用許可条件に定める事項を履行しないときは、当該施設の使用許可を取り消すことができる。この場合、当該使用許可を受けていた事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層を破断した場合には、事業者の責任で修復すること。

サ 事業実施中に、設備の影響範囲において不具合が生じた場合には、事業者は原因究明に協力するとともに、原因が設備設置に起因する場合には、事業者の責任と負担において速やかに修復すること。

(5) その他

ア 事業者は、市及び施設管理者への説明業務（工事・運営に関する内容説明、平常時・非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については市と協議の上で決定する。

イ 設備が導入された施設の廃止の場合等、設備を使用することができなくなった場合は、事業者は市の負担で設備を移設する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

6 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

(1) 法令及び指針等遵守

ア 工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途市と事業者の協議により決定する。

〔仕様書〕

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）

イ 設備に係る設計、材料、工事及び維持管理に当たっては、建築基準法、消防法、電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守する。

(2) 報告及びデータの提出

ア 事業者は、施設への設備導入の前に詳細設計を行い、配置図、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式）、電気設備への接続が分かる単線結線図、施工計画図、工程表等の施工計画を市に提出し、承諾を受ける。

イ 施工に当たり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。

ウ 本事業は国の交付金を活用しているため、令和８年度分の補助金実績報告手続（令和９年３月を予定）から市の指示（令和９年４月を予定）があるまでの間は、設備導入工事を行わないこと。なお、設備導入工事を行わない期間の現地の安全対策は十分に行うこと。

エ 工事完成時には、市の確認を受けること。また、以下の資料を含む報告書を１部及びデータ（ＰＤＦ形式）を入れたＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒを２枚作成し、市に引き渡すこととする。以下の資料に過不足がある場合は、市と事業者で別途協議する。なお、完成図面は、ＰＤＦ形式のほかにＤＸＦ形式及びオリジナルＣＡＤデータを提出する。

- ・ 工事概要
- ・ 電力申請書類の写し
- ・ 単線結線図
- ・ 検査記録
- ・ 構造計算書（検討書）
- ・ 設備仕様書
- ・ 取扱説明書
- ・ 竣工試験データ
- ・ 完成図面（ケーブルルート図、電気設備図面、配置図、平面図及び立面図）
- ・ 施工部分の写真
- ・ 施工の内容（事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨を記載）を示す標識（市が指定する場所に掲示すること。）

(3) 施設への対応

ア 設備設置時には、屋根施工や防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の屋根材の止水機能及び防水機能や耐久性に影響がないよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。

イ 設備の設置により、設置する施設や当該施設の品質及び性能の確保に影響のないよう施工するとともに、当該施設の既存設備の使用等に支障を生じさせない計画とする。

ウ 施工に当たり、施設の運営や利用者の安全に支障が起きないように、市及び施設管理に関わる事業者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。

エ 既存設備等の保守点検及び施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。

オ 電力供給契約期間中、施設の職員等が行う施設の管理、点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにする。

カ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定する。設備及び配線には、施設の電気工作物と識別することができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。

キ 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業及び停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、市及び施設の電気主任技術者と事前協議の上、その指示に従うこと。

ク 作業現場に関係者以外が近づかないよう注意し、作業に当たっては安全確認を十分に行うこと。

(4) 周囲への配慮

- ア 日影、反射光、輻射熱、騒音、振動、ばい煙、ほこり、汚損等、周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。なお、事業者は、太陽光発電設備の設置工事又は運用に伴い近隣住民から光害、騒音等の苦情を受けた際には「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和２年３月環境省）」等を参考に誠実に対応すること。
- イ 大きな音が出るなどの工事は平日の施設利用者が少ない時間帯に行うなど、利用者等に配慮する。なお、その場合は、施設管理者に事前に了承を得ること。
- ウ 工事中の安全対策の実施、市及び施設管理に関わる事業者、近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- エ 隣地や道路等に損傷を与えることのないよう十分に注意し、万が一これが生じた場合は、事業者の責任において補修又は現状復旧を行うこと。

7 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行うものとし、全てにおいて安全に配慮し対応すること。また、非常時においては適切な対応を行うこと。

(1) 維持管理

- ア 事業者は、市及び施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容、費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を市に提出する。
- イ 設備が故障した場合は、直ちに施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。
- ウ 設備の設置、運用、維持管理等において、自家用電気工作物の保安規定届、使用前自己確認結果届、基礎情報届、点検記録、電気事故報告等の電気事業法等の各種法令で定められる届出が必要な場合は、施設の電気主任技術者と協議の上、必要な点検、書類の作成等は事業者の負担で行うものとし、届出の補助を行うこと。
- エ 毎年１回以上点検を行い、積雪による故障、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うこと。
- オ 事業者は、施設の電気主任技術者とは別に電気主任技術者が必要な場合、新たな電気主任技術者を用意する。

(2) 非常時の対応

- ア 電力供給契約期間中に、施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備の設置に起因する場合には、事業者の負担により速やかに修復する。
- イ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに設備の修理・更新等を実施し、機能の回復を行う。
- ウ 事業者は、大規模地震、大型台風、大雨等の災害の発生及び初降雪後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大の防止及び安全対策に万全を期すこと。
- エ 災害発生後に電力供給が停止し、又は設備の損傷が判明した場合は、事業者は速やかに復旧を行う。

(3) その他

- ア 電力需給契約期間中に施設の移譲、売却等を行う場合は、設備を移設する他の施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については、市と事業者で協議の上定める。
- イ 施設の維持管理上実施される点検及び災害等における設備の一時的な運転停止期間に関して補償は行わないが、必要に応じて停止期間分の事業期間延長について、事業者は市に協議できるものとし、市は協議に応じるものとする。
- ウ 施設が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属する。
- エ 事業者は、当該設備を設置した施設について、設備の導入による温室効果ガス排出量削減効果の適切な計測・検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。
- オ 施設利用者向けに、太陽光発電運用状況を示す大型ディスプレイを市が指定する場所に設置し、「発電電力量」や「二酸化炭素排出削減量」など、環境効果を施設利用者に分かりやすく表示すること。

8 責任分担の基本事項

上記1から7までを含め、事業実施に当たり予測されるリスクと責任分担については、別紙「予測されるリスクと責任分担表」及び以下のとおりとする。なお、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は、本事業により市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備えた、火災保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）への加入は任意とするが、事業者が保険適用範囲の保証を全額負担する。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応すること。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途市と事業者が協議を行う。
- (2) 事業者の都合により電力供給契約期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、発電設備及びその他付帯設備の所有権を自治体に移転するものとする。
- (3) 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

9 その他

- (1) 市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、設備の設置工事完了後に全貸与資料を返納し、又は処分しなければならない。
- (2) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。
- (3) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (4) その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定する。

予想されるリスクと責任分担表

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領、仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	太陽光発電設備等（以下「設備」という。）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・工事・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の改正	設計・工事・維持管理に影響のある法令・条例等の改正	○	○
	保険	設備の設計・工事における履行保証保険及び事業期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（事業者に起因するものを除く。）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
		事業者の事業放棄・破綻によるもの		○
		設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
設計段階・計画	物価	物価変動	○	○
	測量・調査	事業者の測量、調査等に不備があった場合		○
	応募に係る費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事段階	物価	物価変動	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
		市施設使用料の支払が遅延する場合の事業継続不能		○
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等市の責めによる事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少	○	○
	施設の点検	電気設備の点検等による一時的な発電量の減少		○
	設備損傷	第三者（施設利用者等）の瑕疵による設備の損傷	○	○
		市の過失等による設備の損傷	○	
		天災・暴動等によって生じた設備の損傷	○	○
	施設損傷	設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する市施設への障害		○
		市施設に起因する事故・火災による市施設及び設備の損傷	○	
保証関係	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害・市施設運営・業務への障害		○